

返戻金制度について

紹介した採用決定者（求職者）が一身上の都合により、6ヵ月以内に退職又は本人の責に基づく懲戒解雇等により雇用契約を終了した場合には、領収済の紹介手数料の一部を、下記機関及び割合に応じて返還しますが、会社都合、当該求職者の死亡及び病気等の理由により離職した場合は対象外とさせていただきます。

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 入社後1ヵ月未満 | 70% |
| 2. 入社後3ヵ月未満 | 60% |
| 3. 入社後6ヵ月未満 | 50% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。
また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。